

令和3年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月15日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,991名（製造委託等^(注1)2,357名、役務委託等^(注2)1,634名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,700名（製造委託等8,651名、役務委託等6,049名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
令和3年度		65,000	3,991	300,000	14,700
	製造委託等	37,280	2,357	169,318	8,651
	役務委託等	27,720	1,634	130,682	6,049
令和2年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	36,128	2,273	196,879	9,453
	役務委託等	23,872	1,427	103,121	5,247
令和元年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	35,810	2,320	200,190	9,672
	役務委託等	24,190	1,380	99,810	5,028

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は478件（製造委託等284件、役務委託等194件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが475件（製造委託等283件、役務委託等192件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等1件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は478件（製造委託等281件、役務委託等197件）であり、このうち、475件（製造委託等279件、役務委託等196件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

なお、措置件数の475件（前年度比0.8%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注)				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	九州	475	3	0	478	0	475	475	3	478
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	九州	283	1	0	284	0	279	279	2	281
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	九州	192	2	0	194	0	196	196	1	197
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	九州	459	6	0	465	0	471	471	2	473
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	九州	295	4	0	299	0	306	306	0	306
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	九州	164	2	0	166	0	165	165	2	167
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	九州	449	14	0	463	0	459	459	0	459
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	九州	309	8	0	317	0	314	314	0	314
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	九州	140	6	0	146	0	145	145	0	145

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で965件となっており、このうち、製造委託等に係るものが547件、役務委託等に係るものが418件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は442件（類型別件数の合計の45.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが255

件、役務委託等に係るものが187件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は523件（類型別件数の合計の54.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が324件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.0%）、②下請代金の減額が104件（同19.9%）、③買ったたきが47件（同9.0%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は292件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が182件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.3%）、②下請代金の減額が58件（同19.9%）、③買ったたきが18件（同6.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は231件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が142件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.5%）、②下請代金の減額が46件（同19.9%）、③買ったたきが29件（同12.6%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	九州	374	68	442	2	324	104	1	47	4	4	17	19	1	0	523	965
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	九州	228	27	255	1	182	58	0	18	0	3	15	15	0	0	292	547
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	九州	146	41	187	1	142	46	1	29	4	1	2	4	1	0	231	418
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	九州	345	76	421	1	296	103	2	61	6	5	21	14	9	0	518	939
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	九州	229	42	271	1	196	64	2	29	1	5	18	11	7	0	334	605
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	九州	116	34	150	0	100	39	0	32	5	0	3	3	2	0	184	334
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	九州	327	47	374	1	214	83	1	38	6	9	8	14	37	0	411	785
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	九州	239	30	269	0	124	61	1	27	4	8	7	13	30	0	275	544
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	九州	88	17	105	1	90	22	0	11	2	1	1	1	7	0	136	241

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者15名^(注)から、下

請事業者221名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1549万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 10 名から、下請事業者 163 名に対し、1356 万円の遅延利息が支払われた（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額) (注)
		親事業者数	下請事業者数	
令和3年度	全国	105 名	2,970 名	1 億 2035 万円
	九州	10 名	163 名	1356 万円
令和2年度	全国	126 名	2,340 名	9364 万円
	九州	15 名	167 名	134 万円
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	九州	11 名	140 名	697 万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者 4 名から、下請事業者 55 名に対し、103 万円の減額分が返還された（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和3年度	全国	65 名	2,561 名	3 億 3909 万円
	九州	4 名	55 名	103 万円
令和2年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	九州	13 名	364 名	456 万円
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	九州	15 名	879 名	456 万円

ウ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 3 名に対し、89 万円の利益提供分が返還された（第 6 表参照）。

第 6 表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和3年度	全国	7 名	58 名	978 万円
	九州	1 名	3 名	89 万円
令和2年度	全国	10 名	84 名	5923 万円
	九州	1 名	4 名	153 万円
令和元年度	全国	8 名	229 名	2556 万円
	九州	—	—	—

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従来の対面式に加えてオンライン方式での講習）を実施している。

令和3年度においては、九州事務所では8回（対面式3回、オンライン方式5回）の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和3年度においては、九州事務所では九州経済産業局と共同して、オンライン方式にて5回の講習を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、九州事務所では322件の相談に対応した。

(2) 中小事業者等のためのオンライン相談会

公正取引委員会では、中小事業者等からの要望に応じ、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者等のためのオンライン相談会」を実施している。

令和3年度においては、九州事務所では1回のオンライン相談会を実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和3年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス体制確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一

層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。
令和3年度においては、九州事務所では事業者団体等へ2回の出講を実施した。

令和3年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- 食料品や日用雑貨の包装資材の製造を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 家具の製造を下請事業者に委託しているB社は、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- 自らの店舗で販売する雑貨の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者から商品を受領し、1年以上経過した後に当該商品に瑕疵があるとの理由で下請事業者に当該商品を引き取らせていた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 機械部品の加工を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（145日）を交付していた。

5 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 製菓の包装資材の製造を下請事業者に委託しているE社は、自社のコスト削減を図るため、下請事業者に対し、「広告協賛金」と称して一定額を提供させていた。